

甘楽町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、甘楽町が実施する「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務」の委託にあたり、最も適した事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名：甘楽町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託
- (2) 業務内容：甘楽町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間：委託契約締結日から令和9年3月5日（金）まで
- (4) 事業費上限額：7,997,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

- (1) 参加表明受付期間内において、甘楽町競争入札参加者の資格等に関する規程第2条に該当する者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (3) 国または地方公共団体の指名停止を受けていない者。
- (4) 国税及び地方税等を滞納していない者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及びその暴力団員又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 会社再生法に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者は除く）でないこと。
- (7) 首都圏（東京都及び首都圏整備法施行令第1条に規定する区域）内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (8) 過去に群馬県又は県内市町村の地球温暖化対策に係る計画策定及び類似業務の実績を有していること。なお、アンケート調査、印刷製本等の業務の一部のみ受託した実績は含まない。

4 実施スケジュール

項目	日程
公告及び町ホームページでの公表	令和8年5月20日(水)
募集要領等配布	令和8年5月20日(水)
参加表明受付期間	令和8年5月20日(水)～ 令和8年6月3日(水)
募集要領等に関する質問受付期間	令和8年5月20日(水)～ 令和8年5月29日(金)正午まで
質問に対する回答	随時
企画提案書受付期間	令和8年6月4日(木)～ 令和8年7月3日(金)午後5時まで
選定委員会	令和8年7月15日(水)
結果通知	令和8年7月中旬
契約締結	結果通知後7日以内

※各日程については、事務の都合により変更する場合があります。

5 資料の交付

本プロポーザルに係る資料を下記のとおり交付する。

(1) 交付資料

- ア 甘楽町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託仕様書
- イ 甘楽町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
- ウ 甘楽町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託に係る公募型プロポーザル別記様式

(2) 交付方法

甘楽町公式ホームページ内に掲載する。

6 参加表明

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加表明書等を以下により提出すること。
なお、参加表明受付期間を過ぎての提出は受け付けない。

(1) 受付期間及び提出方法

- ア 受付期間 令和8年5月20日(水)～6月3日(水)
- イ 提出方法 持参又は郵送（配達の有無が確認できる方法によること）
※郵送の場合、令和8年6月3日(水)必着
- ウ 提出先 〒370-2292 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161-1
甘楽町役場 住民課 環境係

(2) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 会社概要書（様式第2号）
- ウ 業務実績書（様式第3号）
- エ 業務実施体制（様式第4号）
- オ 誓約書（様式第5号）
- カ 国税及び地方税等の納税証明書

7 質問及び回答

企画提案に関する質問がある場合は、質問書（様式第6号）を提出すること。口頭による質問は不可とする。また、本プロポーザルに関する質問は、提出書類等の作成に係る質問に限るものとし、審査及び評価に関する質問は一切受け付けない。

(1) 提出期限

令和8年5月29日（金）正午まで（必着）

(2) 提出方法

原則としてメール若しくはFAXにより住民課環境係へ送付すること。また、質問書の送信後に受領確認のため、送信した旨を住民課環境係へ電話連絡すること。

(3) 提出先

E-mail : kankyou@town.kanra.lg.jp

FAX : 0274-74-5813

(4) 回答方法

寄せられた質問への回答については、甘楽町公式ホームページにより随時回答する。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書等提出届（様式第7号） 1部
- イ 企画提案書 正本1部、副本11部（コピー可）
それらの電子データ（CD） 1部
「9 審査・選定（4）評価基準」を参考に、具体的な実施方法を記載すること。
- ウ 業務工程表（任意様式） 1部
業務のスケジュールと役割分担が具体的にわかるように提案すること。
- エ 見積書（様式第8号）及び内訳書（任意様式）
合計金額のほか、積算内訳を記載した内訳書を添付すること。見積金額及び内訳金額は、消費税及び地方消費税を除いた額とすること。

- (2) 提出期限 令和8年7月3日(金)午後5時まで(必着)
- (3) 提出場所 甘楽町役場 住民課 環境係
- (4) 提出方法 持参又は郵送(郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とする。)

9 審査・選定

本プロポーザルは、プレゼンテーション形式で審査を実施する。

(1) 審査・選定方法

- ア 一次審査として、事務局において書類審査による応募資格の要件等の審査を行う。
- イ 一次審査に合格した提案者のプレゼンテーションの内容について、甘楽町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定業務に係る公募型プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)が下記「(4)評価基準」を基準に判断し、評点方式にて契約候補者を選定する。
- ウ 各選定委員の評点の合計のうち最高点と最低点をつけた選定委員の点数を除いた合計を採用する。なお、得点が同点となった場合は、「企画力」の評点の高いものを上位とする。すべての得点が同点となった場合は、委員会で協議のもと委員長が選定するものとする。

(2) プレゼンテーション

- ア 日 時 令和8年7月15日(水)午後1時30分開始
- イ 会 場 甘楽町役場2階大会議室
- ウ 時 間 1事業者40分程度(プレゼンテーション30分、質疑応答10分)
※準備5分・撤収5分は、審査前後の休憩時間に行うこと。
- エ 出席者 1事業者3名までとする。
- オ 準備物 パソコンを使用する場合は、各自で準備すること。
なお、大型モニターは甘楽町で準備する。
- カ 審査の順番 企画提案書の提出順に行う。
なお、辞退者が出た場合は順次繰上げるものとする。

(3) 選定に関する注意事項及び書類等の取り扱い

- ア 企画提案書提出締切日以降の資料の追加や変更は認めない。
- イ プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うこと。
- ウ 委員会は非公開で行い、審査内容は一切公表しない。
- エ 提案者が1者のみの場合も審査・選定を実施する。

(4) 評価基準

区分	評価の視点	配点
① 業務実施体制	甘楽町との打合せや問合せに的確・迅速に対応でき、確実な業務を遂行できる体制が取られているか。	5
② スケジュール	仕様書の内容に基づき、効率的なスケジュールが計画されているか。	5
③ 目的の理解度	本業務の背景、課題や目的、関係法令等必要な知識を有しているか。	10
④ 基礎調査等	甘楽町の現状等を的確に把握しているか。	15
⑤ 企画力	甘楽町の地域性を活かした実行計画とするため、適切かつ有益な提案がなされているか。	30
⑥ 運営支援	計画策定までの庁内外の各種検討会議等の体制や開催手法及びそれらの運営支援について、具体的に提案されているか。	20
⑦ 見積額	業務目的を達成でき、かつ経済的な見積額の提案となっているか。	15

10 審査結果の通知

審査結果については、結果通知書により郵送する。

- (1) 通知日 令和8年7月中旬
- (2) 審査結果についての問合せ及び選定結果に対する異議申立ては一切応じないものとする。

11 契約の締結

- (1) 審査後、契約候補者と甘楽町の間で業務の詳細を協議の上、最終的な契約内容・金額を確定し、契約を締結する。
※地方自治法施行令167条の2第1項第2号による随意契約による。
- (2) 契約候補者との協議が整わない場合は、次点者と業務の詳細等を協議の上、上記と同じ手続きにより契約を締結する。

12 失格条項等

- (1) 提案書等の必要書類を期日までに提出しない場合
- (2) 「本要領3 参加資格」を満たしていない場合

- (3) 提案書類等に虚偽の記載がある場合
- (4) 見積額が当該事業上限額を超えている場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるものの他、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査会委員長が失格であると認めた場合

13 その他の留意事項

- (1) 提案書類等の作成、提出等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案書類等は返却しない。
- (3) 辞退する場合は、辞退届（様式第9号）を提出するものとする。また、提出期限までに提案書類の提出がない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 本委託業務の履行に伴い生じた著作権その他の権利は、甘楽町に帰属するものとする。
- (5) 本プロポーザルを公正に執行することが困難と認められるとき、その他止むを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期又は中止することがある。
- (6) 契約候補者が決定するまでの間、提案者の数等は公表しないものとする。
- (7) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等において、複製を作成する場合がある。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をした場合、その者に対し指名停止措置を行う場合がある。

14 問合せ先

〒370-2292

群馬県甘楽郡甘楽町小幡161-1

甘楽町役場 住民課 環境係

電話：0274-64-8315

FAX：0274-74-5813

E-mail：kankyou@town.kanra.lg.jp